松戸市建設工事週休２日制適用工事実施要領

（目的）

第１条　建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取組みが求められている。このため、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組みとして、発注者指定方式による週休２日制適用工事（以下、「適用工事」という。）を実施するものである。この要領は、適用工事の実施に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　発注者指定方式とは、発注者が週休２日に取組むことを指定する方式をいう。

２　週休２日とは、次の各号に定める状態を指すものとする。

（１）完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜から日曜日までの７日間とする。

　また、完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替の現場閉所日を設定するものとする。

（２）月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所をおこなったと認められる状態をいう。

（３）通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所をおこなったと認められる状態をいう。

３　現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、１日を通して現場作業を行っていない状態をいう。

　なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

４　対象期間とは、現場着手日から現場完成日までの期間のうち、次項に規定する対象期間外の期間を除いた期間をいう。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。

５　対象期間外とは、以下のいずれかに該当する期間をいう。

（１）年末年始６日間、夏季休暇３日間

（２）工場製作のみを実施している期間

（３）工事全体を一時中止している期間

（４）発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例）・工事の一部に、作業の性質上、現場作業を余儀なくされる工種を含む場合。

・催事、地元対応などにより、やむを得ず現場作業を余儀なくされる場合。

（５）受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

６　現場着手日とは、現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

７　現場完成日とは、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

８　現場閉所率とは、現場閉所率 ＝対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数 × １００とする。

９　４週８休以上の現場閉所とは、以下の状態を指すものとする。

（１）完全週休２日（土日）においては、対象期間内のすべての週で、現場閉所率が２８．５％（２日／７日）以上のことをいう。

（２）月単位の週休２日においては、対象期間内の全ての月で現場閉所率が２８．５％（８日／２８日）以上のことをいう。ただし、対象期間の合計日数が１週間に満たない月は、これに含まないものとする。

なお、月の現場閉所率が２８．５％に満たない月であっても、その月の対象期間に存する暦上の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合は、４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。

（３）通期の週休２日においては、対象期間内の現場閉所率が２８．５％（８日／２８日）以上のことをいう。

（対象工事）

第３条 適用工事は、松戸市が発注する工事（営繕関係工事は除く）を対象とし、原則として月単位の週休２日とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は週休２日制の対象外とする。

（１）現場施工が１週間未満の工事

（２）通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事

（３）社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

（４）前各号に掲げるもののほか、適切でないと認められる工事

（積算方法）

第４条　各補正係数については、千葉県が定める「週休２日制適用工事実施要領」（令和７年１０月版）を準用する。

当初の予定価格において、月単位の週休２日達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、月単位の週休２日に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。

また、受注者が工事着手前に完全週休２日（土日）の取組みを希望した場合

は、その達成状況に応じ増額変更する。
　なお、適用工事の発注時において、松戸市は当該工事が月単位の週休２日の対象であるかを明らかにする。

（実施方法）
第５条　発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を特記仕様書記載例（別紙１）のとおり記載すること。
　また、公告時等に、工事工程表を添付すること。工事工程表は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
２　受注者は、工事契約後、発注者が示した工事工程表を基に、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有し、現場着手前に監督職員と週休２日の取組方式と対象期間について工事打合せ簿により協議すること。また、対象期間内における現場閉所予定日がわかる工程表等を監督職員に提出すること。
３　受注者は、毎月の工事履行報告書と併せて、チェックリスト（別紙２）を監督職員に提出すること。また、チェックリストの確認用に、現場閉所日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。
　なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により閉所の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。
４　工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の（１）～（５）に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。
（１）工事工程の条件に変更が生じた場合
（２）著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合
（３）一時中止により全体工程に影響が生じた場合
（４）資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
（５）その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合
　また、工期の変更を行った場合は、受注者は工事打合せ簿で再度対象期間について監督職員に協議すること。
５　地元協議等により、やむを得ず計画していた現場閉所予定日に作業を行う場合は、受注者は工事打合せ簿により、事前に監督職員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。

（工事成績）
第６条　週休２日制を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はない。

（実施の明示）
第７条　受注者は、対象期間中、週休２日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする。

（その他）
第８条　監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、受発注者協議により定めるものとする。

附　則
この要領は、令和５年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、令和７年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、令和８年４月１日から施行し、同日以降に発注する案件から適用する。
附　則
この要領は、令和８年１０月１日から施行する。

別紙１

特記仕様書　記載例

（週休２日制適用工事）

第〇条　本工事は、週休２日制適用工事である。

２　受注者は、現場閉所による週休２日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休２日（４週８休以上）達成相当の経費を補正している。

３ 受注者が、工事着手前に完全週休２日（土日）の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休２日（土日）相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。

４　週休２日制の実施にあたっては、「松戸市建設工事週休２日制適用工事実施要領」に基づき行うこと。

別紙2

週休２日制適用工事　チェックリスト

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

月	日	曜日	計画上の 閉所日	実際の 閉所日	・土日祝日に作業した場合や、 ・計画上の閉所日と実際の閉所日に差異がある場合　等に記載すること。	祝日

（完全週休2日）

※必ず作業日報等で閉所日を確認すること。

	現場閉所日数	対象日数	閉所率（週）
第１週			0.00%
第２週			0.00%
第３週			0.00%
第４週			0.00%
第５週			0.00%

（月単位の週休2日）

閉所日数		日	
対象日数		日	
閉所率		%	※月単位の週休２日の場合は月毎の閉所率を記載

別紙2

週休２日制適用工事　チェックリスト

工事名　　〇〇〇〇工事

記載例
（月単位の週休２日の場合）

月	日	曜日	計画上の閉所日	実際の閉所日	・土日祝日に作業した場合や、 ・計画上の閉所日と実際の閉所日に差異がある場合　等に記載すること。	祝日
7	1	月	—	—		
	2	火	—	—		
	3	水	—	—		
	4	木	—	—		
	5	金			現場着手日（対象期間の始期）	
	6	土	休	休		
	7	日	休	休		
	8	月				
	9	火				
	10	水		雨休	発注者へ連絡済	
	11	木	休	休		
	12	金				
	13	土	休		7/10の振替作業（協議済み）	
	14	日	休	休		
	15	月	休	休		海の日
	16	火				
	17	水				
	18	木		休	7/20の振替休日（協議済み）	
	19	金				
	20	土	休		地元協議で作業	
	21	日	休	休		
	22	月				
	23	火				
	24	水				
	25	木				
	26	金				
	27	土	休	休		
	28	日	休	休	地震による緊急対応13:00～16:00	
	29	月				
	30	火				
	31	水				

やむを得ず計画していた現場閉所予定日に作業を行う場合は、工事打合せ簿で事前に監督職員と協議し振替現場閉所日を設定すること。

同上

閉所日に緊急作業等があった場合は記入すること。

（完全週休2日）

※必ず作業日報等で閉所日を確認すること。

	現場閉所日数	対象日数	閉所率（週）
第１週			0.00%
第２週			0.00%
第３週			0.00%
第４週			0.00%
第５週			0.00%

（月単位の週休2日）

閉所日数	10	日	
対象日数	27	日	
閉所率	37.04%	%	※月単位の週休２日の場合は月毎の閉所率を記載

別紙2

週休２日制適用工事　チェックリスト

記載例
（完全週休２日の場合）

工事名　　〇〇〇〇工事

月	日	曜日	計画上の閉所日	実際の閉所日	・土日祝日に作業した場合や、 ・計画上の閉所日と実際の閉所日に差異がある場合　等に記載すること。	祝日
7	1	月	—	—		
	2	火	—	—		
	3	水	—	—		
	4	木	—	—		
	5	金			現場着手日（対象期間の始期）	
	6	土	休	休		
	7	日	休	休		
	8	月				
	9	火				
	10	水		雨休	発注者へ連絡済	
	11	木	休	休		
	12	金				
	13	土	休		7/10の振替作業（協議済み）	
	14	日	休	休		
	15	月	休	休		海の日
	16	火				
	17	水				
	18	木		休	7/20の振替休日（協議済み）	
	19	金				
	20	土	休		地元協議で作業	
	21	日	休	休		
	22	月				
	23	火				
	24	水				
	25	木				
	26	金				
	27	土	休	休		
	28	日	休	休	地震による緊急対応13:00～16:00	
	29	月				
	30	火				
	31	水				

対象期間の始期日が含まれる週が７日間ないため、閉所率確認の対象外

やむを得ず計画していた現場閉所予定日に作業を行う場合は、工事打合せ簿で事前に監督職員と協議し振替現場閉所日を設定すること。

同上

閉所日に緊急作業等があった場合は記入すること。

完全週休２日において、月の最終週に日曜日が含まれない場合は翌月の第１週の閉所率算定に含める。

（完全週休2日）

※必ず作業日報等で閉所日を確認すること。

	現場閉所日数	対象日数	閉所率（週）
第１週	（7日未満のため対象外）	（7日未満のため対象外）	
第２週	3日	7日	42.86%
第３週	3日	7日	42.86%
第４週	2日	7日	28.57%
第５週	（翌月の第1週に含める）	（翌月の第1週に含める）	

（月単位の週休2日）

閉所日数		日	
対象日数		日	
閉所率		%	※月単位の週休2日の場合は月毎の閉所率を記載